

表彰規程

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）に功績のあった者の表彰は次の三賞とする。

(1)平沼賞 (2)功労賞 (3)栄光賞

ただし、特殊の事情のある場合は理事会の議を経て特別の賞を贈ることができる。

第2条 平沼賞は、本会のため長年にわたり極めて顕著な功績のあった者およびオリンピック大会、世界選手権大会の個人総合で優勝した者に贈る。

第3条 功労賞は、長年にわたり本会の発展に尽くし、著しく功績のあった者に贈る。

第4条 栄光賞は、オリンピック競技種別におけるオリンピック大会、世界選手権大会メダリストまたは本会主催の競技会で、特に優秀な成績を収めた者に贈る。

第5条 三賞受賞者は、総務委員会の推薦により理事会の承認を経て決める。

第6条 平沼賞、功労賞および栄光賞の表彰は、評議員会会場で行うことを原則とする。特別の賞の表彰の時期は、その都度理事会で決める。

第7条 三賞受賞者には、本会が主催する各種競技会の「特別入場証」を与える。

第8条 第1条に定めた協会三賞の受賞は、一対象者に対して各賞ともに1回のみとする。

第9条 第1条に定めた賞とは別に、毎年度、各基準に従い下記の賞を与える。なお、受賞の種類及び回数は特に制限しない。また、受賞者、表彰方法は、総務委員会の推薦により理事会の承認を経て決める。

(1)最優秀選手賞 (2)優秀選手賞 (3)優秀指導者賞 (4)特別賞

第10条 第1条に定めた賞とは別に、本会の事業推進に協力した企業や個人に、感謝状を贈呈する。受賞者、表彰方法は、総務委員会の推薦により理事会の承認を経て決める。

付 則

1 平沼賞は、オリンピック大会、世界選手権大会の個人総合で優勝した者並びに功労賞を受賞した者の中から会長が推薦することを原則とする。

2 功労賞は次の基準を満たすものを対象とする。

(a) 5年以上にわたり、本会の理事（理事待遇を含む）・監事・評議員・本部長・委員会委員長・事務局長として、本会の運営並びに事業の遂行に貢献した者。

(b) ブロック体操協会の審議を経て、ブロックまたは都道府県の運営並びに事業の遂行に貢献した者。

(c) 本会の加盟団体として本会の発展に寄与し、体操の振興に多大なる功績のあった者。

(d) オリンピック競技大会、世界選手権大会において優勝し、公式に引退を表明した者。

(e) 前項(a)～(d)に該当しない者で、特に表彰に値すると、総務委員会で推薦した者。

3 功労賞の候補者推薦数は以下のとおりとする。

- (1) ブロックの団体分は総数を 17 名とし、加盟団体数と役員登録者数を勘案して、北海道 1 名、東北 2 名、関東 3 名、北信越 2 名、東海 2 名、近畿 2 名、中国 2 名、四国 1 名、九州 2 名とする
- (2) (一社) 全日本社会人体操クラブ連盟、全日本学生体操連盟、(一社) 全日本ジュニア体操クラブ連盟、(公社) 日本新体操連盟、(公社) 日本エアロビック連盟は各 1 名とする
- (3) 会長推薦は若干名とする

4 功労賞の候補者は年齢 50 歳以上の者を原則とする。

5 栄光賞は会長が推薦することを原則とする。

6 候補者の推薦は、所定の様式により定められた期日までに行うものとする。

7 第 1 条に定める特殊の事情のある場合のうち、加盟団体の会長・副会長・理事長の役職にある者が死亡した場合は感謝状を贈ることができる。また、1 年以内の物故者で特に功績があつた者については推薦することができる。ただし、この場合は感謝状に代えることもある。

8 年間優秀選手賞は、当該年度において国際、国内問わず、活躍した選手若干名、あるいは注目された選手若干名に贈呈する。

9 年間最優秀選手賞は、上記、年間優秀選手の中からもっとも活躍した選手 1 名、あるいはもっとも注目された選手 1 名に贈呈する。

10 年間優秀指導者賞は、当該年度において活躍した選手を育成した指導者若干名に贈呈する。

11 年間特別賞は、当該年度において上記に該当しない分野で活躍した者若干名に贈呈する。

12 この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成	25 年	3 月	17 日	制定
令和	元年	11 月	15 日	改定・施行
令和	4 年	12 月	20 日	改定・施行
令和	67 年	3 月	8 日	改定・施行
令和	7 年	12 月	19 日	改定
令和	7 年	12 月	20 日	施行